厚生労働省では、職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対する支援を行ってい ます。申請書類の書き方や風速の要件の満たし方など助成金の申請の際に参考になる 助言や、実績報告の際に必要となる測定機器の貸出しを行っています。 利用はすべて無料です。ぜひ、ご利用ください。

受動喫煙防止対策の技術的な相談

◆相談支援·周知啓発業務

- ① 事業場における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の要件への対応など技術的 な内容について、専門家による電話相談を行います(必要に応じて実地指導も実施)。
- ② 受動喫煙防止対策に関する説明会を全国で実施します。
- ③ 企業の研修や団体の説明会に講師を派遣し、受動喫煙防止対策について説明します。
- ④ 助成金の対象企業に限らず、**すべての**職場の方がご利用いただけます。

【相談ダイヤル】 050-3537-0777

http://www.jashcon.or.jp/contents/second-hand-smoke

【事業委託先】 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

喫煙室などの要件の確認や職場環境の実態把握

◆測定機器の貸出し業務

- ① 職場環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計、風速計の無料 貸出しを行います。機器の往復の送料も無料です。予約はお早めに!!
- ② 必要に応じて、測定方法の説明も行います。
- ③ 企業の研修や団体の説明会で、専門家が実演を交えながら、測定方法を説明します。 展示用の機器も無料で貸し出します。
- ④ 助成金の対象企業に限らず、**すべての**職場の環境測定にもご利用いただけます。

【受付ダイヤル】 **03-3635-5111** (FAX 050-3730-9375)

【ホームページ】 https://www.sibata.co.jp/news/news-36014/

【事業委託先】 柴田科学株式会社

厚生労働省のホームページ

◆職場における受動喫煙防止対策について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

◆受動喫煙防止対策助成金 (申請様式のダウンロードや、本助成金の手引きなど)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html

ご不明な点は、**事業場のある都道府県労働局**にご相談ください。

この助成金の申請窓口 → 雇用環境・均等部企画課または雇用環境・均等室 喫煙室等に関する技術的な事項など → 労働基準部健康課または健康安全課

職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

[令和元年度版]

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

健康増進法が改正され、2020年4月から原則屋内禁煙が義務化されます。 職場での受動喫煙防止対策を行う際には、費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助 成金」を、ぜひ、ご活用ください。

対象となる事業主

次の(1)~(3)すべてに該当する事業主が対象です。

労働者災害補償保険の適用事業主

次のいずれかに該当する中小企業事業主

	業種	常時雇用する 労働者数 ^{※1}	資本金または 資の総額 ^{※1}
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、 複合サービス(例:協同組合)など	100人以下	5,000万円以
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、 運輸業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主

助成の対象となる措置

1	喫煙専用室 の設置・改修	・入口における風速が0.2 m/秒以上 ・そのほか、改正健康増進法の基準に適合する 設備であること	飲食等
2	加熱式たばこ専用喫煙室・ シガーバーなどの 設置・改修	・入口における風速が0.2 m/秒以上 ・労働者が受動喫煙を受けないよう対策を講じ ること ・そのほか、改正健康増進法の基準に適合する 設備であること	飲食等
3	屋外喫煙所 (閉鎖系) の 設置・改修	・喫煙所の直近の建物の出入口などにおける 浮遊粉じん濃度が増加しないこと	飲食等
4	換気装置など の設置・改修 (既存特定飲食提供施設のみ)	・粉じん濃度が 0.15 mg/m³ 以下、または 必要換気量が 70.3 ×(席数)m³/時間 以上	飲食等

助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
上記①~④の措置にかかる工費、 設備費、備品費、機械装置費など	1/2 飲食店を営んでいる事業場は2/3	100万円

- ·交付は事業場単位とし、1事業場につき1回のみとします。過去にこの助成金を交付された事業場
- ・同じ事業場で複数の場所に措置※2を講じる場合は、1件の申請としてまとめて申請してください。 ※2 同時期に行う措置で、①~④のいずれか、または複数の組み合わせ。合計の場合も上限額は100万円です。
- ・飲食店への助成率は今年度特別に2/3に引き上げています。この機会にぜひ、ご利用ください。



(*) 厚生労働省・都道府県労働局